

島根県立図書館運営方針及び活動計画（第2次）
（案）

令和6年 月

島根県立図書館

目次

はじめに	4
------------	---

第1章 図書館をめぐる社会情勢

1 島根県の状況	5
2 県内の図書館等の状況	5
3 図書館に関わる法律等の整備	6

第2章 運営方針及び活動計画（平成31年3月）の主な成果と課題

1 主な成果（総括）	8
2 現行の県立図書館運営方針及び活動計画における「成果指標」の 進捗状況	12
3 主な課題	13
(1) 市町村図書館等への支援	
(2) 多様な利用者に対応したサービスの提供	
(3) 子どもの読書活動の推進	
(4) 知の拠点としての調査・研究の支援	

第3章 運営方針及び活動計画（第2次）の基本的な考え方

1 計画策定の目的	1 5
2 計画の位置づけ	1 5
3 計画期間.....	1 5
4 計画の進捗管理.....	1 5
5 基本理念.....	1 6
6 4つの目標.....	1 6
7 体系図	1 7

第4章 運営方針及び活動計画（第2次）における取組の方向性と具体的な施策

1 県内の図書館との連携と協力を推進します.....	1 8
(1)市町村図書館等への支援	
(2)県内の関係機関との連携強化	
2 県民や地域の課題解決に役立つサービスを提供します.....	2 0
(1)多様な利用者に対応したサービスの提供	
(2)仕事や暮らしの課題解決支援	
(3)図書館の魅力を伝える	
3 子どもの読書活動を推進します	2 2
(1)子どもの読書活動に関わる大人への支援	
(2)子どもの発達段階に応じた保育所、幼稚園、学校等への支援	
(3)子どもへの読書普及	

4	知の拠点として調査・研究を支援します.....	24
	(1)調査・研究の支援	
	(2)郷土の歴史・文化を伝える	
	(3)専門機関との連携	
5	運営方針及び活動計画（第2次）における成果指標	26

はじめに

島根県立図書館（以下、「県立図書館」という。）では、平成15年5月に、読書普及の推進と全県域への充実したサービス提供を目指して「島根県立図書館振興計画」を策定しました。以降、平成21年3月に第2次振興計画、平成26年6月に第3次振興計画を策定し、図書館サービスの向上を図ってきました。そして、平成31年3月に、県民一人ひとりのニーズに応じた情報提供の拠点となる図書館の活用が進むよう、教育、文化、産業など多様化する情報ニーズに対応した情報提供や、様々な地域の課題に対応したサービスの提供の充実を図るため、「人づくり、地域づくりに資する知の拠点を目指して－島根県立図書館運営方針及び活動計画」（2019年度～2023年度）を策定し、図書館活動に取り組んできました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人々の生活行動が大きく変化し、テレワークやオンライン授業など非接触・非対面での生活様式を可能とするICT（情報通信技術）の利活用が一層進展し、社会や経済のインフラとして定着しました。また、情報通信機器の各世帯の保有率は、スマートフォンにいたっては9割を超えるほど普及しています。

このように、あらゆる分野でのICT等デジタル技術の活用が広がる中、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（令和元年法律第49号。以下、「読書バリアフリー法」という。）」や、「著作権法の一部を改正する法律」の施行など社会情勢の動きも加わり、デジタルの力を活用して多様化する課題解決に対応できるよう図書館におけるDX¹（デジタルトランスフォーメーション）化が求められています。さらに、世界的な流れとしてSDGs（持続可能な開発目標）の取組の拡大を受け、図書館としてどう貢献できるか考えて行動することも必要になっています。

このことから、人づくり、地域づくりに資する知の拠点となる図書館の実現のために、これまでの成果を検証し、令和6年度から向こう5年間を計画期間として、図書館サービスの基本的な考え方や施策の方向性を定めた第2次にあたる運営方針及び活動計画を策定しました。

県立図書館は、今後も、市町村図書館や民間団体を含めた各団体と連携・協力しながら、さらなる図書館サービスの向上を図ってまいります。

¹ 図書館における「DX」：図書館が、データとデジタル技術を活用して、利用者（個人・コミュニティ）のニーズを基にサービスや運営のモデルを変革するとともに業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保すること。（令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第4回）、野末俊比古氏発表資料による）

第1章 図書館をめぐる社会情勢

1 島根県の状況

島根県は、長年、人口減少・少子高齢化という課題に向き合っています。令和4年10月1日現在の島根県の推計人口は657,842人で、2010年代に入って、平均して年間約5千人の減少が続いていましたが、令和元年度から減少傾向が拡大しています。0～14歳の人口だけでなく、生産活動の中核をなす15歳～64歳の人口も減少傾向にあります。さらに圏域別でみると、出雲圏域に比べ、石見・隠岐圏域の減少度合いが大きくなっています。

島根県は、「島根創生計画」²（令和2年3月）の中で、県が目指す将来像として「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を掲げ、農林水産業や地域産業づくり、結婚・出産・子育てへの支援、地域振興を支えるインフラの整備等、様々な取組を進めています。県立図書館も県行政の一翼を担う教育機関として、図書館サービスの充実を図り、社会教育の推進に努めています。

2 県内の図書館等の状況

(1) 公共図書館

県立図書館は、延床面積約5,700㎡の建物に約83万冊の蔵書のほか、5万点を超える歴史資料（古文書、古絵図等）、新聞・雑誌等の逐次刊行物や視聴覚資料を有し、35名の職員体制で県民へのサービスに努めるとともに、市町村図書館等への支援を中心に据えた図書館サービスを進めています。また、浜田市に約7万冊の蔵書を有する西部読書普及センターを設置し、県西部地域における各種団体への図書の貸出を中心にサービスを行っています。

県内19市町村のうち、17市町村に39の公立図書館が設置（令和5年4月現在）されており、2町村が未設置です。この5年間に、新たに2館（日原、飯南中央）が開館し、4館（旭、弥栄、東出雲、松江中央）の改修・移転がありました。

県民一人あたりの個人貸出冊数については、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症や、松江市立中央図書館の大規模改修工事による臨時休館の影響により、目標とする個人貸出冊数4.8冊を下回り、令和4年度は4.18冊でした。

（参照：松江市立中央図書館個人貸出数 R1：427,105冊、R2：324,597冊、R3：416,877冊、R4：80,310冊）

² 島根創生計画：島根県が令和2年3月に策定した、令和2年度から6年度の5か年における県政運営の指針となる計画。

(2) 学校図書館

県内すべての小中学校、高等学校、特別支援学校に図書館が設置されています。一方、令和5年8月末で学校司書等の配置率は、小学校、義務教育学校、高等学校は100%ですが、中学校が95.7%で、県が目標としている配置率100%には至っていません。司書等の人材の確保に苦慮している自治体も多く、海士町や飯南町では、公共図書館職員が小中学校の図書館業務を兼務することで対応しています。

(3) 島根県図書館協会に加盟している団体等

島根県図書館協会³には、公共図書館、学校図書館、書店、大学、高等専門学校など、図書館事業の振興と読書の普及及び文化の向上を目的とした関係団体が加盟しています。令和5年7月、男女共同参画に関する書籍・DVD、雑誌等を所蔵する「(公財)しまね女性センター」(島根県立男女共同参画センター「あすてらす」)が加わり、構成団体は9団体となりました。

このほか県内には、ライトハウスライブラリー⁴、古代出雲歴史博物館、県議会図書室など、まとまった蔵書を有する専門機関があり、県立図書館とは資料提供や情報交換などを通して協力関係にあります。

3 図書館に関わる法律等の整備

- 令和元年6月に、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」を目的とした読書バリアフリー法が施行され、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等としてアクセシブルな書籍⁵・電子書籍等(デイジー⁶図書、音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック等)の充実や、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化などが、基本的施策として示されました。
- 令和3年6月に「著作権法の一部を改正する法律」が公布されました。インターネットを通じた図書館資料へのアクセスのニーズが顕在化したこと等を背景に、デジタル・ネットワーク技術を活用した情報アクセスをより充実させるために法改正されたもの

³ 島根県図書館協会：県全域の図書館振興や読書の普及を目的として、平成25年6月に設立された。構成団体は、島根県公共図書館協議会、島根県高等学校図書館研究会、島根県学校図書館協議会、島根県大学・高等専門学校図書館協議会、島根県書店商業組合、しまね女性センター及び、島根県教育庁関係課である。

⁴ ライトハウスライブラリー：視聴覚障がい者への点字・音声図書の作成、貸出や情報提供、リハビリを行う施設。

⁵ アクセシブルな書籍：視覚障害者等が利用しやすい書籍(法第2条第2項)。点字図書、大活字本、録音図書、布の絵本、触る絵本、LLブック等がある。

⁶ デイジー：DAISY(Digital Accessible Information SYstem)。活字による読書が困難な人のための国際的なデジタル録音資料制作システム。(『図書館情報学用語辞典第5版』より)

で、図書館等著作物等の公衆送信等を行うことができるよう規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講じています。

さらに、令和5年5月、図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会により「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」が制定されました。

- 令和5年3月に、国による「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）が策定され、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の4点が、基本的な方針として定められました。

- 令和5年6月に、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」以下、「認知症基本法」という。）が成立しました。認知症の人と関わる機会の多い公共機関である図書館の職員が、認知症に関する正しい知識をもち、理解や取組を進めることが求められています。

第2章 運営方針及び活動計画（平成31年3月）の主な成果と課題

1 主な成果（総括）

「人づくり、地域づくりに資する知の拠点を目指して－島根県立図書館運営方針及び活動計画」では、基本理念で示した「目指すべき姿」の実現のため、①人を育てる図書館、②地域を育てる図書館、③暮らしに役立つ図書館、④郷土の歴史・文化を伝える図書館の4つの目標を掲げています。そして、これらの目標実現に向けて取り組んだ事業（活動）の成果を評価するために、13の指標を設けています。

計画期間（R元～R5）の大部分が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた期間と重複し、令和2年以降、県民への外出自粛要請による行動制限やイベントの開催制限、また幼稚園、保育所、学校等の臨時休業等、当館の運営にも大きな影響を与えました。

（1）年度別入館者数

コロナ前20年間の1日当たり入館者数の平均は986人でしたが、令和2年度には617人と入館者数の確認を始めてから過去一番の減少となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により社会生活の行動変容が求められる中で、利用者の来館頻度の抑制を図るため、特例措置として令和2年5月から個人貸出冊数の上限を10冊から15冊、貸出期間の上限を15日から22日にしたことも、入館者数減少の一因と思われます。

なお、翌令和3年度からは増加に転じています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入館者数	250,143	253,768	160,366	175,884	212,738
開館日数	295	296	260	280	287
1日当たり入館者数	848	857	617	628	741

※令和2年度は4月11日～5月18日まで新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休館

※令和3年度は3月11日～3月31日までエレベータ工事及び蔵書点検、システム更新のため臨時休館

※特例措置については令和5年5月31日に終了

（2）年度別貸出状況

コロナ前の令和元年度は来館貸出が約26万4千冊でしたが、令和2年度には約22万7千冊に減少しました。しかし、コロナに対応して実施した貸出にかかる特例措置により翌令和3年度には増加に転じ、令和4年度には33万7千冊とコロナ前より大幅に増加しまし

た。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
来館貸出	261,129	264,666	227,942	250,563	337,143
郵送貸出	306	244	132	63	70
団体への貸出	10,539	10,497	9,844	9,914	10,169
1 日当たり貸出冊数	922	930	915	930	1,210

※団体への貸出には、県外相互貸借（貸出）を含む

なお、県内公共図書館への相互貸借（協力貸出）件数については、10 年以上 1 万冊前後で推移しています。【成果指標⑤参照】

（3）遠隔地に住む利用者へのサービス提供

遠隔地に住む利用者近く近くの図書館まで本を届ける「遠隔地利用者図書貸出サービス」により、県内すべての地域で利用が増加しました。【成果指標①参照】

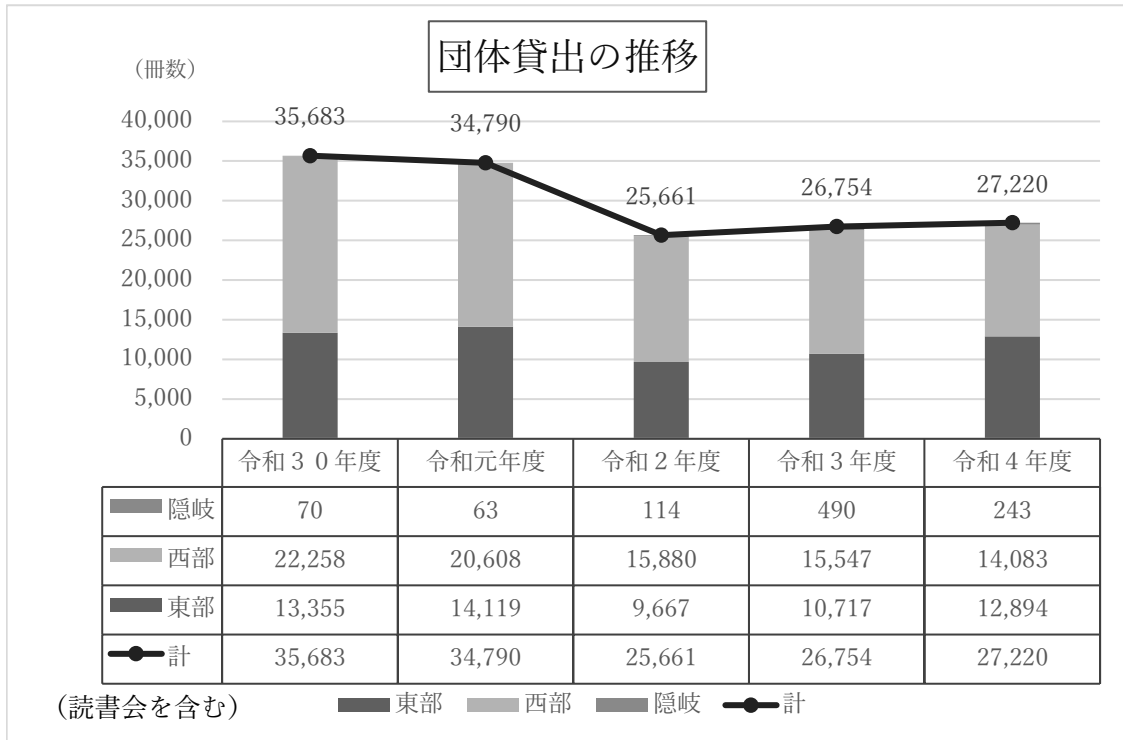
なお、遠隔地利用者が、直接県立図書館に来館して借りた本を最寄りの図書館に返却できるサービスも実施しています。

（4）「お楽しみ子育て絵本」の整備・貸出

令和 2 年度に、家庭での読み聞かせの時間を確保してもらうために、1 テーマ 5 冊の絵本で構成した「お楽しみ子育て絵本」（100 テーマ）を整備し、専用バッグに司書が選書した絵本を加えて、最寄りの図書館を通じて遠隔地在住の方に貸出するサービスを開始しました。「読み聞かせでどんな絵本を選べばいいかわからない」という保護者からの声に選書を通して寄り添い、令和 2 年度～令和 4 年度までに 198 件の利用がありました。

（5）地域支援室及び西部読書普及センターによる団体貸出の推移

コロナによる利用控え（学校等の休校、授業の停止）や、利用する際の予約制の導入などが要因となり、特に西部地域における貸出が減少しました。そのため、西部読書普及センターでは、西部地域の公共図書館等へメールにより広報紙を配信し、利用の促進に努めているところです。一方、市町村一括貸出については、元より図書等の不足している市町村に大量に長期間貸出を行うサービスのため、あまり影響を受けませんでした。



(6) 「幼稚園・保育所お楽しみ子育て絵本」の整備・貸出

令和3年度に、市町村の図書館を通じて絵本が不足している幼稚園・保育所等へ貸出をするため、読み聞かせに適した乳幼児向けの絵本セット「幼稚園・保育所お楽しみ子育て絵本」を整備し、貸出を開始しました。現在16市町村がこのサービスを利用しています。

(7) 図書館職員、学校司書、読書ボランティア等を対象にした研修の実施

各種研修については、コロナの影響を受け、実施回数の減少、参加定員数の見直しなどにより、目標とする参加者数には達しませんでした。一方、これまで主流であった集合型だけでなく、オンラインによる手法を取り入れたことにより遠隔地の受講者の利便性が向上するとともに、外部講師の選択の幅も広がったため、研修の充実を図ることにつながりました。【成果指標③⑦参照】

(8) レファレンス⁷支援

コロナ前は約1万件のレファレンス（調査相談）に対応していましたが、臨時休館後当面的間、館内の机等の利用及び窓口での対面受付・複写受付を制限していたためレファレ

⁷ レファレンス：参考業務、資料相談などと訳される。情報を求めてきた利用者に対して、図書館職員によって提供される人的援助の形成をとるサービスと、そのために必要な資料を整備・作成することをいう。（『最新図書館用語大辞典』より）

ンス受付件数が減少しました。加えて、令和3年度末に図書館情報システムの更新を行い、スマートフォンにも対応した総合目録（横断検索システム⁸）の利用が可能になり、利用者が自ら検索しやすくなったことも減少した一因と思われます。

間接的なレファレンス支援として、利用者が蔵書検索で探している情報に素早くアクセスできるよう、郷土資料の記事や目次情報のデータの充実を図りました。また、レファレンス協同データベース⁹を活用し、レファレンス事例の公開に加え、協同データベース内にあるページ「調べ方マニュアル」に郷土関係の情報を掲載したことで、県立図書館のホームページで公開するよりも大幅にアクセス数が増加しました。【成果指標⑧⑨⑩⑫⑬参照】

（9）連携講座や講演会等の実施

コロナの影響を受け、令和元年3月からマスクの着用や人との距離の確保が難しい乳幼児を対象にした子ども向けの行事はすべて中止にしましたが、大人を対象にした各種講座については、会場の規模に応じて定員を半数にするなど感染対策を講じて令和2年7月から再開しました。

連続講座以外では、法テラス講演会、放送大学だんだんセミナーの開催、県庁各課とのタイアップによる「認知症研修会」「獣医師出前講座」など、県民の暮らしに役立つ様々な講座等を開催し、概ね平均10名以上の参加がありましたが、目標の参加者数には達しませんでした。【成果指標⑪参照】

参加者数内訳	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大人向け講座	2,355	2,161	1,202	1,261	1,316
子ども向け行事	1,099	996	0	0	127
参加者数 合計	3,454	3,157	1,202	1,261	1,443

⁸ 横断検索システム：公共図書館、大学図書館などがインターネット上に公開している蔵書のデータベースを一度に検索できるシステム。資料の所蔵情報を調べるのに役立つ。

⁹ レファレンス協同データベース：国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、調べ物のためのデータベース。「レファレンス事例」「調べ方マニュアル」「特別コレクション」など、全国の図書館が実際に調査・回答した調べ物に役立つデータを蓄積し、インターネットを通じて公開、提供している

2 現行の県立図書館運営方針及び活動計画における「成果指標」の進捗状況

目 標	指 標	数 値 目 標		(参考指標)	実 績				
		目 標 (2023年度)	説 明	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	
1. 人を育てる図書館	① 遠隔地利用者図書貸出サービスの利用件数	380件	毎年5%増加	347件	399件	427件 (絵本バッグ60件)	653件 (絵本バッグ87件)	842件 (絵本バッグ51件)	
	② 読書普及指導員派遣件数	毎年35件以上		41件	44件	36件	28件	—	
	③ 読書ボランティアを対象とした研修への参加者数	毎年350名以上		420人	274人	118人	172名	67名	
	④ 指導主事派遣事業件数	毎年10件以上	市町村・学校への研修講師派遣H30新規事業	8件	12件	5件	10件	—	
2. 地域を支える図書館	⑤ 相互貸借（協力貸出）冊数	毎年12,000冊以上	県内図書館への相互貸借件数	10,256冊	10,238冊	9,642冊	9,681冊	9,934冊	
	⑥ 県内公共図書館の県民一人あたりの個人貸出冊数	4.8冊		4.81冊	4.80冊 (3,209,170冊/668,162人)	4.11冊 (2,742,663冊/666,970人)	4.64冊 (3,064,769冊/659,098人)	4.18冊 (2,720,807冊/650,900人)	
	⑦ 図書館研修参加人数	毎年延べ1,000人以上	図書館関係職員研修・学校図書館研修	947人	814人	353人	396人	472人	
3. 暮らしに役立つ図書館	⑧ レファレンス受付件数	毎年10,000件以上		10,772件	10,208件	5,959件	8,119件	7,198件	
	⑨ レファレンス協同データベース事例公開件数	毎年60件以上		50件	124件	68件	61件	32件	
	⑩ 横断検索による検索数	78,000件	毎年1%増加横断検索システムによる県内公共図書館所蔵検索をした数	77,216件	101,321件	79,984件	100,304件	116,826件	
	⑪ 連携講座、講演会等の参加人数	平均20人以上		23.4人	16.3人	9.4人	15.1人	11.5人	
4. 郷土の歴史・文化を伝える図書館	⑫ 郷土関係記事・内容入力件数	160,000件	年間4,000件	137,796件	144,456件	152,872件	159,338件	168,484件 (令和4年度 9,146件)	
	⑬ 郷土資料所蔵リスト等公開件数	60件	年間12件	10件	0件	3件	8件	12件	

3 主な課題

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」に移行し、人々の働き方や暮らし方に対する価値観なども「コロナ禍」から「ポストコロナ」へと大きく変容しました。令和5年度末を現行計画期間としていますが、コロナの影響で入館者が減少し、対面で行うレファレンス受付件数や、研修等の参加者数などについては目標が達成できませんでした。一方で、遠隔地利用者図書貸出サービスの利用件数や、市町村図書館等の所蔵状況を一度で検索できる横断検索システムによる検索数などは目標を上回る結果となりました。

計画期間中、様々な社会情勢の変化等に対応してきた結果として、これらの成果等の状況を踏まえると、県立図書館として、利用者にとって一番身近である市町村図書館等との連携強化や支援、県内全域での利用者へのサービスなどの充実にも今後引き続き取り組む必要があると言えます。

このため、次期計画においては、今後行うべきサービスに関して県民や市町村図書館を対象に実施したアンケートの意見を反映させた上で、次の4つを今後の主な課題として捉え、これらの解決に向けて取り組んでいくことにしました。

【島根県立図書館に関するアンケートについて（対象：実施期間）】

しまね web モニター：7/20～7/29，利用者：8/8～9/6，市町村図書館：8/8～9/15

(1) 市町村図書館等への支援

市町村図書館等への支援は県立図書館の重要な役割です。アンケートの結果、市町村図書館等からはサービス向上に向けた職員のスキルアップのために、図書館職員を対象にした研修に関する要望が多くあがっています。研修に参加しやすく、また、様々な内容の研修科目を提供するため、オンライン形式での開催や参加枠の拡大など、工夫が求められています。

また、資料支援についても、市町村では購入することが難しい専門的・学術的な資料や島根県に関する資料の充実を求める回答が、利用者・市町村図書館ともに上位を占めたことから、役割に応じた資料収集に努める必要があります。さらに、現在の横断検索システムや市町村図書館等への搬送システムを安定的に維持し、市町村図書館等を通じて確実に県民に資料を提供することが重要です。

(2) 多様な利用者に対応したサービスの提供

読書バリアフリー法は、障がいの有無に関わらず、すべての人が、利用しやすい形で本の内容にアクセスできるようにすることを目指しています。アクセシブルな書籍や電子書籍の充実、インターネットを利用したサービスの提供など、直接来館しなくても図書館サービスの利用ができるよう、体制整備が求められています。

また、認知症基本法においても、地域共生社会の一員である図書館には、認知症のためにバリアを感じている人にとって安心して利用できる施設であることが求められています。

しかし、いずれも、県立図書館での取組だけでは十分ではないため、関係機関と連携してニーズの把握やサービスの在り方を考え、来館や図書館利用が困難な方に対して、アプローチを行う必要があります。さらに、利用者アンケートでも、県立図書館が行っている様々なサービスについて「知らない」「利用したことがない」と広報不足を指摘する声が多かったことから、より一層広報を強化し、情報発信に努める必要があります。

(3) 子どもの読書活動の推進

県立図書館では、県内における親子読書¹⁰（家庭での読み聞かせ）の普及のため、長年読書普及業務を専任で行う読書普及指導員¹¹の配置を受け、保護者等への啓発を行ってきました。令和4年度以降は、県教育委員会において、研修会や啓発活動の手法を変更して、子どもの読書に関わる人材育成と啓発を行っていますが、県立図書館でも引き続き、人材育成のための研修の開催、読み聞かせに適した図書情報の提供など、子どもの読書活動の推進に取り組む必要があります。

(4) 知の拠点としての調査・研究の支援

利用者アンケートで、蔵書として収集すべき資料をたずねたところ、60.2%の方が「島根県に関する資料」と回答しています。市町村図書館アンケートでも、今後重視すべきサービスの方向性を尋ねる問いに、「島根県に関する資料や情報の収集・保存・提供」と回答した館が最も多く、47.5%を占めました。このことから、県立図書館は、島根県に関する郷土資料や情報を収集し、保存するとともに、県民が活用できるように整備する必要があります。

近年、冊子体が刊行されず電子体のみが発行されるポーンデジタル¹²資料が多くなってきているため、収集、保存し、恒久的に利用できるよう仕組みを検討する必要があります。

さらに、県内における情報の拠点として、地域の団体や専門機関と連携し、資料やレファレンスの充実、情報発信を進めていく必要があります。

¹⁰ 親子読書：家庭での読み聞かせのこと。親と子が共に絵本等にふれることで、子どもの心、言葉、夢が育つとし、昭和54年島根県教育委員会が策定した「島根県読書普及振興計画（昭和54年～60年）」に、「親子読書」が盛り込まれ、子どもに対する読書普及事業として地域ぐるみで普及活動の促進が図られたことがはじまり。

¹¹ 読書普及指導員：島根県読書普及振興計画に基づき昭和54年から県立図書館に配置。市町村や団体の求めに応じて、親子読書に関する指導及び助言を行っていたが、令和3年度末で配置は終了した。

¹² ポーンデジタル：作成、発生当初からデジタル形式で記録され、印刷されたメディアを持たず、電子メディアによってのみ作成され流通する情報をいう。冊子体が刊行されず、電子体のみが発行される電子ジャーナルや電子書籍、多くのウェブサイトが該当する。（『図書館情報学用語辞典第5版』より）

第3章 運営方針及び活動計画（第2次）の基本的な考え方

1 計画策定の目的

目指す図書館像を示す「人づくり、地域づくりに資する知の拠点を目指して－島根県立図書館運営方針及び活動計画」（2019年度～2023年度）の計画期間が終了するため、令和6年度から向こう5年間の図書館サービスの基本的な考え方や施策の方向性を定めた第2次となる計画を策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、図書館法第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）で示された基本的運営方針及び事業計画に相当するものとして、県立図書館が策定します。
- 前計画に掲げた基本理念を踏襲しつつ取り組む方向性を示すものですが、社会状況の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを図ります。
- 県教育委員会が今年度策定を予定している「第5次島根県子ども読書活動推進計画」と連携した計画とします。

3 計画期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画とします。

4 計画の進捗管理

目標の達成状況を把握し、計画の評価を行うため、成果指標を設定して進行管理を行うとともに、島根県立図書館協議会で検証、評価し、改善します。

5 基本理念

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを重要な任務としています。また、図書館は、社会教育施設であり、地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点として、図書館サービスの一層の充実・推進を図る役割や、読書活動の振興を担う役割を担っています。さらに、SDGsの「目標4 質の高い教育をみんなに」を始めとした様々な目標に関わり、その実現に向けても図書館は重要な役割を担っていることを認識し、様々な取組を通して目標達成に貢献できるよう努めなければなりません。

このような中、県立図書館においては、広域的かつ総合的に県民の需要を把握して、資料や情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて市町村図書館を支援するとともに、県内の図書館間のネットワーク化の推進に努めることが求められています。

新型コロナウイルス感染症による行動変容、ICT等デジタル技術の拡大、DXの推進など、社会情勢は目まぐるしく変化し、国や地方が抱える課題も多様化しています。島根県では、人口減少・少子高齢化という課題に対して「島根創生計画」を策定し、若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根を目指して様々な取組を実施しているところです。

県立図書館でも、県民一人ひとりのニーズに応じた情報提供の拠点となる図書館の活用が進むよう、教育、文化、産業など多様化する情報ニーズに対応した情報提供や、様々な地域の課題に対応したサービス提供の充実を図るため、以下を第2次となる活動計画の基本理念としました。

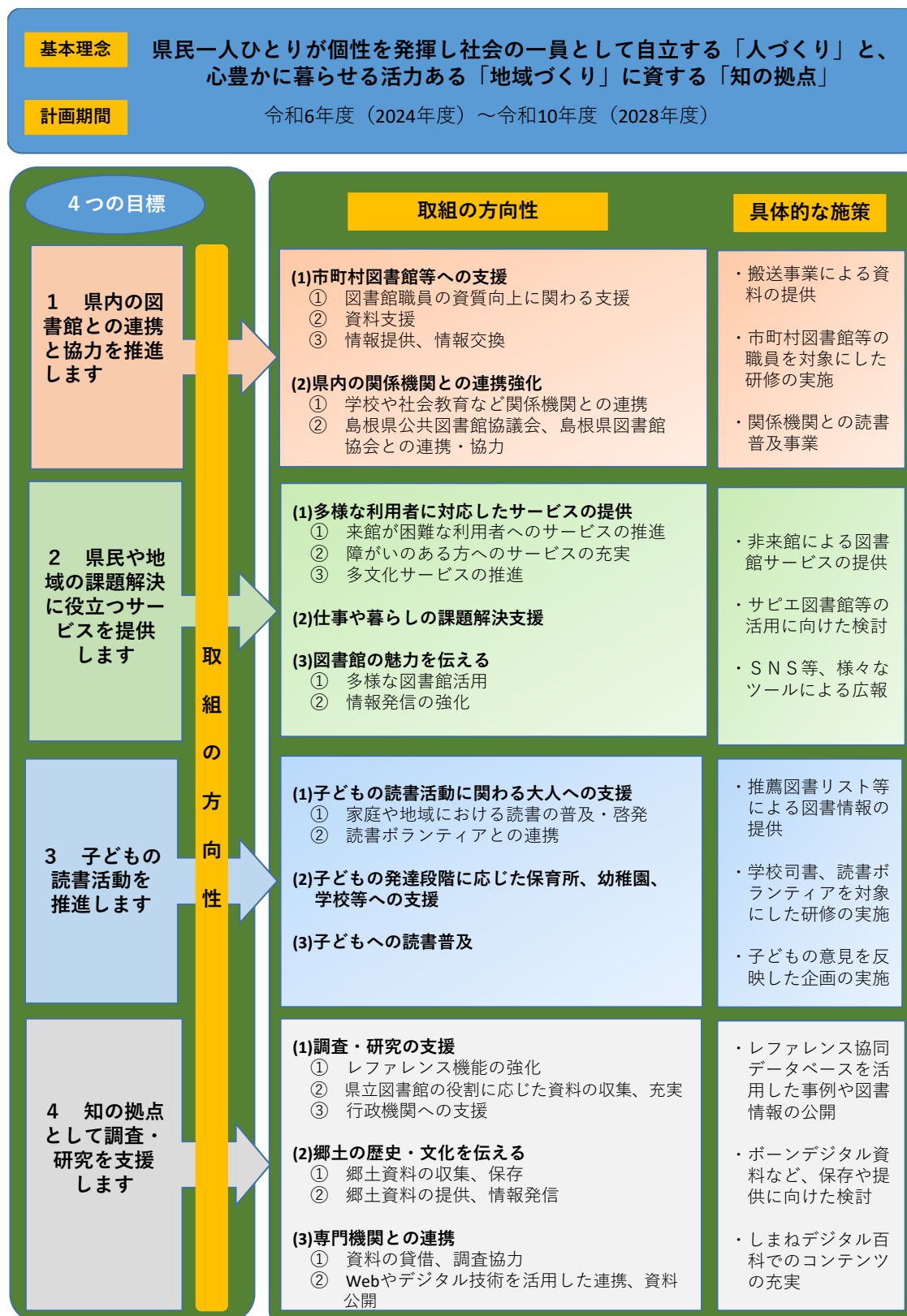
県民一人ひとりが個性を發揮し社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」



6 4つの目標

- (1) 県内の図書館との連携と協力を推進します
- (2) 県民や地域の課題解決に役立つサービスを提供します
- (3) 子どもの読書活動を推進します
- (4) 知の拠点として調査・研究を支援します

7 体系図



第4章 運営方針及び活動計画（第2次）における取組の方向性と具体的な施策

1 県内の図書館との連携と協力を推進します

市町村図書館等は、地域の住民にとって一番身近にあって利用できる学習拠点のひとつです。県内には39の図書館があり蔵書の総数は約294万7千冊（雑誌・視聴覚資料を除く）です。そこに、公民館図書室等の2館と県立図書館の蔵書を加えると約388万6千冊になります。もし、最寄りの図書館等に必要な本がない場合でも、県内にある41館の本を利用することができます。

この、「誰もが県内の市町村図書館等の本を便利に使えること」を実現するためには、図書館間の協力関係、資料の横断検索システムおよび物流ネットワークの整備、オペレーションする図書館職員のスキルアップが必要です。

また、県内には、学校教育・高等教育の機関として、小学校、中学校、高等学校、大学・高等専門学校等があります。そのほか、社会教育の機関として、公民館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設など、図書と親和性の高い専門機関があります。多様な学習の機会提供や情報提供をするために、これら様々な機関と連携・協力していくことが必要です。

（1）市町村図書館等への支援

① 図書館職員の資質向上に関わる支援

- 勤務経験年数が1年未満の初任者を対象にした初任職員研修や、3年以上の職員を対象に行う専門研修など、キャリアに応じた研修を行い、図書館職員のスキルアップを図ります。
- 自治体外に出かけることが難しい市町村図書館等の職員に対して、県立図書館職員が講師となって現地に出向き、市町村の要望に応じた実務的な内容の研修（地域図書館職員研修）を実施します。
- オンラインやオンデマンド配信による講義コンテンツの作成など、市町村図書館等の職員が参加しやすい研修会の方法を検討します。

② 資料支援

- 市町村では購入することが難しい専門的な資料や高額な資料等の充実を図り、相互貸借（協力貸出）による支援を強化します。
- 学校や公民館等で利用する読書普及用の資料が不足している市町村への支援として、教育委員会を通じて資料を大量に長期間貸出する一括貸出を行います。
- 短時間で必要な図書情報を手にすることができるよう、市町村図書館の蔵書を一度に

検索することができる横断検索システムを維持していきます。

- 県立図書館の資料だけでなく図書館間の相互貸借資料を行き来させる物流ネットワークは重要であるため、今後も安定した搬送システムを維持できるよう努めるとともに、市町村の現状を把握して活用しやすい方法を検討します。

③ 情報提供、情報交換

- 市町村図書館等への訪問や研修等を通して、県立図書館職員と市町村図書館職員との相互理解を深めるとともに、市町村図書館同士の連携強化も図っていきます。

(2) 県内の関係機関との連携強化

① 学校や社会教育など関係機関との連携

- 小中学校、高校、特別支援学校、公民館等の各団体に対し、直接または市町村図書館等を通じて資料の貸出を行うとともに、様々な環境におかれた県民に図書館サービスを行き届かせるため、県立図書館が行っている取組を広報してもらうなどの協力・連携を図っていきます。
- 西部読書普及センターにおいて、西部地域の公共図書館、公民館、学校、幼稚園・保育所施設や各種ボランティア団体と協力し、読書普及事業を実施します。

② 島根県公共図書館協議会、島根県図書館協会との連携・協力

- 県内の公共図書館等により構成される島根県公共図書館協議会の一員として、講演会等文化事業の開催や図書館職員研修の実施など様々な事業を通じた連携・協力を図っていきます。
- 県内の図書館関係機関（大学図書館、高校図書館、小中学校図書館、書店など）により構成される島根県図書館協会を通じて、島根県図書館大会の開催など館種を超えた連携・協力を図るとともに、県内の図書館事業の振興および読書普及に努めます。

2 県民や地域の課題解決に役立つサービスを提供します

ICTの急速な進展や社会情勢の変化、また読書バリアフリー法の制定や在留外国人の増加に伴う多文化サービスの必要性の増加など、図書館の提供する資料や利用者をめぐる環境が大きく変化しています。

また、島根県は東西に長く、さらに離島を有するという地理的特徴を持っており、県東部に位置する県立図書館へ直接来館しての利用は近隣の県民に限られている現状があります。

県立図書館では、全县民へのサービス提供を目指し、市町村図書館等を通じての資料の遠隔地貸出や返却、ホームページ上でのレファレンスサービスの推進、またバリアフリー資料や外国語資料といった多様な利用者に向けた資料の充実を図ってきました。

今後も県民全体へ図書館サービスを提供することを目指し、地域の課題解決に役立つ資料・サービスの充実を図るとともに、多様な利用者が図書館の資料・情報を活用できる環境整備に取り組んでいきます。また、これらのサービスを十分に活用してもらうため、図書館や図書館サービスについての情報発信を行っていきます。

(1) 多様な利用者に対応したサービスの提供

① 来館が困難な利用者へのサービスの推進

- 遠方に住んでおり県立図書館へ直接来館が困難な利用者へのサービスとして、遠隔地貸出の利用促進に努めるとともに、返却が可能な図書館を増やすなど、より使いやすい資料提供方法を検討します。
- ホームページ上で各種サービス申し込みを可能とするなど、来館しなくても県立図書館の利用ができる仕組みを整えます。
- 図書館向け電子書籍の出版状況など情報収集に努め、電子書籍の貸出・閲覧サービスを検討します。
- 県民へ生涯学習の機会を提供するために、県立図書館以外（松江市以外）の会場での実施や、オンライン講座の検討など、開催方法の見直しを行います。

② 障がいのある方へのサービスの充実

- 大活字やDAISY、LLブック¹³などのバリアフリー資料の整備を引き続き行うとともに、関係機関と連携しながらニーズの把握やサービスのやり方を考え、障がい者や関係者の利用の促進を図ります。
- 障がいのため最寄りの図書館への来館が困難な方へ向けた郵送での貸出サービスの周知を図ります。

¹³ LLブック：知的障がいのある人や母語を異にする人など読むことが苦手な人のために、読みやすいように工夫して作られた本。やさしめに書かれた文章、絵記号（ピクトグラム）、イラスト、写真などを使って作られる。

○国立国会図書館や視聴覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ¹⁴」が実施しているインターネットを利用したサービスに関する情報提供を行うことで、関係者や市町村図書館等が利用できるような環境の整備を進めます。

○読書に障がいのある方の資料等の利用を促進するため市町村図書館等に対し、拡大読書器¹⁵、リーディングトラッカー¹⁶、コミュニケーションボード¹⁷等の読書補助具に関する情報を提供します。

③ 多文化サービスの推進

○引き続き県内在留外国人等の現状を踏まえた外国語資料や日本語能力に応じた資料（やさしい日本語で書かれた資料・日本語学習用資料）の充実を図るとともに、図書館サービスや生活情報等の提供を行います。

(2) 仕事や暮らしの課題解決支援

○「(公財)しまね産業振興財団」や「法テラス島根」などの関係機関と連携し、県民の仕事や暮らしの課題解決に役立つ情報の提供や、講演会・相談会といった学びの機会を提供します。

(3) 図書館の魅力を伝える

① 多様な図書館活用

○県民が図書館をより有効に活用できるよう、図書館の機能やサービスについて情報発信を行うほか、情報リテラシー¹⁸に関する講座等を開催します。

○読書記録の管理ができる外部サービスとの連携など、ICTを活用した情報提供の方法を検討します。

② 情報発信の強化

○図書館ホームページやSNSなど、自ら情報発信を行うとともに、マスメディア、市町村広報誌といった様々な媒体を活用することで、積極的に県立図書館のPRを行います。

¹⁴ サピエ：視覚障がい者等、活字による読書に困難のある者に対して、各種の情報を提供するオンラインサービス。サピエ図書館はその主たるサービスであり、全国の点字図書館等の会員施設・団体が製作または所蔵する点字資料、録音資料、DAISY資料等を対象に検索やダウンロード、オンラインリクエストができる。(『図書館情報学用語辞典第5版』より)

¹⁵ 拡大読書器：弱視者、高齢者用に、本や雑誌など印刷資料を拡大してモニター画面に映写する装置。(『図書館情報学用語辞典第5版』より)

¹⁶ リーディングトラッカー：両隣の行の文字を隠して、読みたい行を見えやすくできる読書補助具。

¹⁷ コミュニケーションボード：窓口でよく使う言葉を易しい文字とピクトグラムで並べたもの。話すことが難しい方が、伝えたいピクトグラムを指さして相手との意思疎通をはかることができるツール。

¹⁸ 情報リテラシー：さまざまな種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力。(『図書館情報学用語辞典第5版』より)

3 子どもの読書活動を推進します

公共図書館は、たくさんの本に触れ、読書の楽しさや喜びを体験することができる場所であり、子どもの読書活動を推進する上で中心的な役割を担っています。また、公共図書館以外にも、公民館や学校図書館、児童クラブなど、子どもが集まって読書ができるように本を整備している施設等がありますが、いずれも読書環境の整備だけでなく、子どもが自由に読書の時間を確保できるよう周りの大人が意識してサポートすることが求められています。

島根県では、平成21年から「子ども読書県しまね」を標榜し、家庭や地域での子ども読書活動の推進にあわせ、学校図書館に着目して「学校図書館活用教育」を推進してきました。

県立図書館においても、昭和54年から全県を対象に親子読書の普及に取り組み、保護者等へ読み聞かせの大切さについての働きかけを行ってきました。また、学校司書や読書ボランティアなど、子どもの読書に関わる人への研修を実施し、重点的に人材育成にも取り組んできました。

引き続き、すべての子どもが平等に読書から得られる喜びを享受できるよう、直接子どもに働きかけて読書（本）へ導くとともに、子どもに関わる大人や団体等への支援を通して、子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

(1) 子どもの読書活動に関わる大人への支援

① 家庭や地域における読書の普及・啓発

- 推薦図書リスト「おすすめしたいこどものほん¹⁹」を継続して作成し、館内での資料展示やホームページで公開するとともに、市町村図書館等で展示できるようセットで揃え、実際に手に取って見られる機会を提供します。
- 選書に悩む保護者に対し、市町村図書館を経由して「お楽しみ子育て絵本バッグ」を貸し出すことで、家庭での読み聞かせの支援を行います。
- 子どもの読書や児童書に関する研究資料の充実を図り、大人からの読書相談に対応していきます

② 読書ボランティアとの連携

- 各地域で読み聞かせ等の読書普及活動が推進されるよう、親子読書アドバイザー²⁰をはじめとする読書ボランティアへの実践の場や研修機会の提供など、継続して支援を行います。

¹⁹ おすすめしたいこどものほん：島根県立図書館、島根県公共図書館協議会の協同で年1回作成・発行している推薦図書リスト。新刊及び長く読みつがれた本を掲載しており、「乳幼児向け」「小学生向け」の2種類からなる。

²⁰ 親子読書アドバイザー：乳幼児期の親子読書（家庭での読み聞かせ）を県内全域に広めるために、県立図書館が平成24年から26年にかけて養成した地域のボランティア。

- 親子読書アドバイザーが、各地域において読書普及活動がやりやすくなるよう、関係機関に周知していきます。
- 県内市町村の読書ボランティア団体から構成される「しまね子どもの読書等推進の会²¹」を通して定期的に情報交換などを行うことで、地域を超えたボランティア同士の連携を支援し、県全体における子どもの読書推進を図ります。

(2) 子どもの発達段階に応じた保育所、幼稚園、学校等への支援

- 保育所、幼稚園、学校等、各施設における多様なニーズの把握に努め、必要な資料や情報を提供していきます。
- 初任者向けの図書館業務に関する実務的な研修や専門的な研修など、様々な研修の機会を提供し、学校司書等の資質向上を図ります。
- 子どもの読書機会を増やすため、公民館や児童館など子どもが集まる施設に対し、団体向けの図書の貸出を行います。

(3) 子どもへの読書普及

- 多様な子どもたちに読書機会が提供できるよう、乳幼児から高校生まで段階に応じた資料の収集を図るとともに、施設や設備の充実に努めます。
- アンケート等を活用して子どもの意見を聴取し、その声を活かして行事や展示等を実施することで読書活動の推進を図ります。
- 生涯にわたって図書館を利用するなど読書に親しんでもらうために、小学校やその他団体から見学を受け入れる際に、図書館の使い方や本の調べ方など、図書館の活用についてのレクチャーをします。
- ホームページで、子どもや中高生を対象にした図書やイベント情報の発信などコンテンツを充実させて、図書館の利用の促進を図ります。
- 子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、「子ども読書の日（4月23日）」の趣旨にふさわしい取組を実施します。

²¹ しまね子どもの読書等推進の会：子どもの読書環境及び読書活動に関心のある者の連携と資質向上を図り、県内における子どもの読書活動等の推進に寄与することを目的として、平成13年度に設立した読書ボランティア団体。地域に根差した活動を行うため県内10か所に支部があり、県立図書館は県事務局としてその連携の支援を行っている。

4 知の拠点として調査・研究を支援します

県立図書館では、各カウンターに司書を配置し、それぞれの専門性を活かして県民や市町村図書館、学校等からのレファレンス（資料調査・相談）に対応しています。当館の所蔵資料だけで解決できない要求については、国立国会図書館や大学図書館等の専門的な機関との連携を活かし、県民等からのレファレンスに対応できるよう体制を整えています。

一方、島根県に関する郷土資料は、図書や雑誌・新聞だけでなく、歴史資料（古文書、古絵図等）や行政資料、映像・音声資料などを網羅的に収集・整備し、貴重性・希少性の高いコレクションを構築しています。そのため、県内にとどまらず、県外の方や専門機関等からの調査・研究を支援する責務があり、郷土資料の専門図書館の役割を有しています。

知の拠点として幅広い調査・研究のニーズに応えるためには、資料の充実やレファレンス機能の向上とともに、地域の団体や関係する専門機関との連携や、デジタル技術を活用することが欠かせません。これまで収集・保存してきた資料を、より多くの方に活用してもらうために、デジタル化を進めて利便性の向上を図り、県民が受け取ることのできる資料・情報が質・量ともにより豊かになることを目指します。

（1）調査・研究の支援

① レファレンス機能の強化

- 多様なレファレンスに対応できる専門的な知識と経験を備えた司書を養成し、レファレンスサービスの質的向上を図ります。
- レファレンスサービスを多くの方に利用してもらうために、引き続き国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」を活用してレファレンス事例の発信を行うほか、「調べ方マニュアル」「特別コレクション」を公開して利用者の調査・研修の支援になるよう努めます。

② 県立図書館の役割に応じた資料の収集、充実

- 市町村図書館等や学校図書館が購入しづらい専門的・学術的な資料や調査・研究に役立つ年鑑、事典等のほか、インターネットを通じてオンラインで提供される商用データベースの充実を図ります。

③ 行政機関への支援

- 県庁各課等や県議会図書室などに対し、行政機関の業務に必要な資料や情報を提供し、政策実現のための支援を行います。

（2）郷土の歴史・文化を伝える

① 郷土資料の収集、保存

- 郷土資料の出版・保存に関わる人や団体等と連携し、郷土資料の網羅的収集、所在・

状況把握に努めるとともに、環境も含め資料の適切な保存に取り組みます。

- 資料の修復や複製の作成、記録媒体の変換など、貴重な資料を適切に整備・管理し、保存と利用の両立を図ります。
- ポーンデジタル資料を収集・保存し、活用できるよう体系的な手法について情報収集を行いながら検討します。

② 郷土資料の提供、情報発信

- 文化講座を開催したり、博物館等の展示に当館の所蔵資料を出展することで、郷土資料により親しんでもらえる機会を提供します。
- 貴重な郷土資料に誰でもアクセスし利活用できるよう、「しまねデジタル百科²²」のコンテンツの充実に努めます。

(1) 専門機関との連携

① 資料の貸借、調査協力

- 貴重な郷土資料の存在や価値を明らかにする役割を担っている博物館、大学等の専門機関及び研究者等の調査・研究を支援します。

② Web やデジタル技術を活用した連携、資料公開

- 国や専門機関が提供する新たなサービスの動向を注視し、島根県関係のデジタルアーカイブ²³の利活用など連携の方策について検討します。

²² しまねデジタル百科：県立図書館が所蔵する古絵図、古書等をデジタル化しインターネット上で公開しているホームページ上の名称で、郷土人物に関する図書情報や、島根に関する新聞記事の検索ができる。

²³ デジタルアーカイブ：有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワークなどを用いて提供すること。（『図書館情報学用語辞典第5版』より）

5 運営方針及び活動計画（第2次）における成果指標

目 標	指 標	数 値 目 標		備 考	
		現 状 令和4年度	目 標 令和10年度		
1 県内の図書館との連携と協力を推進します	① 相互貸借（協力貸出）冊数	9,934冊/年	毎年11,000冊以上		
	② 横断検索による検索数	116,826件/年	128,500件	5年後に10%増加	
	③ 県内公共図書館の県民一人あたりの個人貸出冊数	4.18冊 (2,720,807冊/ 650,900人)	毎年4.8冊以上	平成30年度実績4.81冊	
2 県民や地域の課題解決に役立つサービスを提供します	④ 遠隔地利用者図書貸出サービス（絵本バッグを含む）の利用件数	893件/年	1,600件	毎年10%増加	
	⑤ バリアフリー資料貸出冊数	3,271冊/年	3,900冊	大活字・点字・LL・DAISYの貸出冊数 毎年3%増加	
	⑥ ホームページアクセス数	199,485件/年	238,000件	トップページ閲覧数、 毎年3%増加	
3 子どもの読書活動を推進します	⑦ 子どもの本に関する情報提供件数	12件	毎年15件以上	図書リスト、書評などHPや新聞等による情報提供	
	⑧ 学校司書等を対象にした研修会の満足度	—	100%	学校、公共図書館の司書等	
4 知の拠点として調査・研究を支援します	⑨ レファレンス受付件数	7,198件/年	毎年10,000件以上		
	⑩ レファレンス協同データベースでの情報公開件数	43件 (累計1,276件)	毎年50件以上	事例、調べ方マニュアル、特別コレクションの公開数	
	⑪ しまねデジタル百科でのデジタル化資料公開点数	0点 (累計210点)	毎年5点以上	毎年5点公開	
	⑫ 郷土資料の掲載・放映・出展件数	58件	毎年40件以上	出版物やwebメディア等への掲載、テレビでの放映、展覧会への出展等	
参 考 指 標		前年度 令和3年度	現 状 令和4年度	前年度比	備 考
入館者数		175,884人	212,738人	36,854	
個人貸出冊数（来館・郵送）		250,626冊	337,213冊	86,587	
受入冊数		23,210冊	13,824冊	▲9,386	
蔵書冊数（館内用）		701,383冊	711,682冊	10,299	